

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成26年9月4日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）の施行に伴う規定整備等を行うため。

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例（平成26年伊丹市条例第 号）

伊丹市営住宅条例（平成9年伊丹市条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第3条の18」に改める。

第6条第2項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改める。

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。